

第3条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第1項 サービス利用料は採用決定者の想定年収の30%（税別）とする。

また、紹介予定派遣、もしくは業務委託からの社員採用の場合、派遣もしくは業務委託の期間が6か月を超えた場合については、

サービス利用料は想定年収の30%（税別）とする。

第2項 第1項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。

第3項 サービス利用料は、採用決定者が甲に入社した日属する月の翌月3営業日以内に、乙より甲に対し、請求書を送付することにより請求するものとする。なお、請求書の送付は書面によるものとする。

第4項 甲は乙に対し、請求書受領後、請求月の末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。